

標題 : 地方公務員の給与改定に関する取扱いに関する総務副大臣通知の送付  
発信番号 : 自治労情報2024第0203号  
発信日付 : 2024年11月29日  
宛先(団体) :  
宛先 : 各県本部委員長様  
送信者(団体) : 全日本自治団体労働組合  
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

本日11月29日、公務員の給与改定に関する取扱いについて閣議決定が行われ、地方公務員の給与改定等に関する取扱いについての総務副大臣通知が発出されましたので、送付します。特徴的な点については以下の通りです。

#### 1. 給与改定の実施時期

給与改定の実施時期については、「国における給与法の改正の措置を待つて行うことを基本として、国における給与法の改正の動向を踏まえつつ、地域の実情を踏まえ適切に判断すること」とされました。

なお、昨年度の通知では「地方公共団体における職員の給与改定の実施は、国における給与法の改正の措置を待つて行うべきものであり、国に先行して行うことのないようにすること」とされており、単組での交渉への影響が懸念されたため、この部分の表現についてこの間、国会・省庁対策を強めてきたものです。

#### 2. 地域手当

地域手当については、自治労・公務労協の度重なる交渉・協議および総務省検討会報告を踏まえ、これまでの「国における地域手当の指定基準に基づき、支給地域及び支給割合を定めることが原則」との表現をあらため、「(1)の基本となる支給割合(※注:国基準の支給割合)を超えた支給割合を定める場合にあつては、議会及び住民への説明責任を十分果たすこと」とされ、非支給地における独自支給や上乘せ支給が事実上可能であると示されました。

なお、国基準を上回る地域手当を支給する自治体に対する特別交付税の減額措置については、9月10日に総務大臣が廃止を表明していますが、手続き的には年度末の「特別交付税に関する省令」の改正によって具体化されるものであるため、ご注意ください。

#### 3. 通勤手当

通勤手当の支給限度額15万円への引き上げについては、人材確保の困難性、ワークライフスタイルやライフスタイルの多様化に加え、離職防止にも資するものとして触れられています。

#### 4. 会計年度任用職員の遡及改定

会計年度任用職員の給与改定については、昨年同様、「改定の実施時期を含め、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とし、適切に対処すること」とされています。

#### 5. 別紙2「地域手当の支給地域及び級地区分・支給割合」

2024人事院勧告で示された支給地域に加え、国家公務員が在勤していない人口20万人未満の地域も含めた支給地域の一覧が別紙2で示されています。

添付ファイル :  
2024副大臣通知\_地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて.pdf